

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和7年8月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和7年8月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
4番 横井 善彦
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

2番 伊藤 忠司
3番 糠 己紀男

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
伊藤 正人
加藤 英二
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務員 服部 彰宏

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は糴己紀男農業委員、伊藤忠司農業委員、伊藤恒久推進委員、伊藤正樹推進委員の4名です。

よって出席委員は、農業委員7名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、中山事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、中山事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、横井善彦農業委員、白木悟農業委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

※伊藤恒久推進委員 入室

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページをご覧下さい。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については所有権移転1件です。

3-7番については、■■■■筆の■■■■m²の売買による所有権移転です。■■■■

本件につきましては、別で配布致しました「令和7年8月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、3-7番のところに利用状況を記載しております。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)には機械の所有状況等を記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

こちらも3-7番の従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の4ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、支障等はないとしています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の取決めや防除基準に従うとしています。

以上3-7番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号農用地利用集積等促進計画について」説明致します。

まず、初めての議案となりますので、少し制度の説明をさせていただきます。

これまで農地の貸し借りについては大きく3種類ありました。先ほどの農地法の3条、今までよく申請のありました「農用地利用集積計画」、いわゆる利用権

設定というもの、それから中間管理機構が地権者から借りて、耕作者に配分をする「農用地利用配分計画」こちらは機構貸付というもの、この3種類がありました。

これが、令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域計画が策定された地域では利用権設定が新たに設定できないこととなり、また、機構貸付については「農用地利用集積等促進計画」というものになりました。町では地域計画の策定された令和7年3月以降は利用権設定は使えなくなっています。今後は、農地の貸し借りについては、機構貸付と農地法3条の2種類となります。この度、10年前に設定された機構貸付の期限満了に伴い、更新するものでございます。農地中間管理機構に提出された申請内容を基に、機構が促進計画の案を作成し、町、農業委員会へ意見照会をすることとなります。今回の議案はその意見照会に対するものになります。

それでは、議案の説明に移ります。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。本件につきましては、8-1から8-16までの16件です。賃貸借内容、各土地の所在等につきましては3ページから8ページまでに記載のとおりでございます。右から3つめの借賃のところ、10aあたり■■■■円となっておりますが、金額については、その年のコシヒカリ2等米の概算金とすることとされましたので、今分かっている令和6年産の概算金額となっております。内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題のないものと判断しております。

今後の流れですが、町、農業委員会の意見を中間管理機構に提出すると、それを基に農用地利用集積等促進計画を定め三重県に提出、三重県が認可、公告といった手順の後、権利が移転されます。公告予定日は9月26日です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後7時11分 〕

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後7時16分 〕

議 長	「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-7」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。 はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。
伊藤恒久委員	問題ないです。
議 長	次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見をお願いします。
岡村昇委員	特に問題ないと判断しました。
事務局	他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。 (特になし)
議 長	それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積等促進計画について」、ご質疑等がありましたらご発言願います。
水谷正行委員	制度の説明をもう一度お願いします。
事務局	まずこれまでの農地の貸し借りについては3種類の方法がありました。1つは議案第1号でもありました農地法3条、もう一つが今までよく議案にありました農用地利用集積計画、利用権設定や相對契約と言われるもの、3つ目が農地中間管理機構を通しての賃貸借です。3つ目は、土地の所有者が農地中間管理機構、農林水産支援センターという機関に農地を貸付、機構が耕作者に配分をするという機構貸付といわれるものです。2つ目の利用権設定については、町が地域計画を策定した令和7年3月以降は新たに設定ができないということで法改正がありましたので、現在は農地法3条と機構貸付の2種類になります。
伊藤守委員	機構貸付は10年間の縛りがあったと思うが。
事務局	当初、この制度が始まった時は、期間は10年間、現金のみで10aあたり1万円、担い手も選べない、といった制限がありました。現在ではその縛りはありませんが、期間については原則10年間をお願いしています。
水谷正行委員	10年にして、途中で売買はできないのか。
事務局	期間の途中でも合意解約はできる。違約金等も発生しないので、期間内に解約して売買することは可能です。

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-7」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3-7」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「議案第2号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手全員 ）

議 長 「議案第2号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することとします。

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

（午後 7 時 22 分 閉会）

会 長 次に、その他事項について事務局から説明をいただきます。

事務局 以前よりお伝えしている来年度の委員さんの改選に係る説明会について、資料は別でお配りしているA41枚の日程表と左上に資料2と書いてある各支部の輪番表です。まず、日程表について、説明会は10月12日から11月22日の間で調整をさせていただきます。説明会では、対象地区の区長さんと農家組合長さんに来て頂いて、各支部ごとにまとまって座って頂きます。みなさんにはご自分の支部の場所に座って頂いて、基本的な説明は事務局からさせていただきますが、実際どんなことするのかとか、どれくらい大変なのかとか、その辺りの話にもなるかもしれないので、基本的には全員出席をしていただきたいので、事前に皆さんの日程を調整させていただきます。この日程表は、この期間で、現時点で会議室が開いているところにグレーに色付けをしてあります。時間は総会と同じ午後 7 時からです。この期間で、ダメな日、都合が悪い日が

あれば教えて頂きたいのでお願いします。期限は今週の金曜日まで、8月8日までに事務局まで連絡をお願いします。

次の資料、輪番表の方です。これは平成28年に全地区の区長さんと農家組合長さんで決めて頂いたものです。説明会では、この輪番表で対象となる地区にだけ出席をしていただく予定です。内容の確認をさせていただきます。

1支部からは農業委員2名と推進委員1名です。まず農業委員1のところ、今回は右側の大新田、外平喜、農業委員2のところでは東見入、農業委員はこの3地区に声掛けでよろしいか？農業委員1の大新田、外平喜で順番を決めているとかはなかったと思うので、どちらも来てもらう形でよろしいですか？

推進委員は上見入、下見入、東見入の3地区に出席してもらうか、順番で下見入だけか分かりますか？

白木齊会長

大新田は認定農業者がいないので外平喜から選出することになると思うが、説明会に大新田も来てもらう形で良いと思う。

水谷正行委員
事務局

見入地区は3地区に来てもらって、説明会の時に再度検討します。

ありがとうございます。では次の2支部は順番になっているので、右側の田代と西対海地が対象になります。

3支部も色のついているところ、農業委員1は中和泉、推進委員は富田子が対象です。農業委員2は上和泉、下和泉の認定農業者から順番を決める、となっているので両方の地区かと思います。ですので3支部は中和泉、上和泉、下和泉、富田子の4地区が対象です。

4支部は2つのグループに分けてそのグループの中で順番を決めています。どちらのグループを農業委員にするか、推進委員にするかはその時の区長、農家組合長、農業委員、推進委員で決める、ということですので、対象は松永と源緑の2地区です。すいません、グループ2の源緑に色がついていませんでした。

白木悟委員

どちらのグループを農業委員にするかは説明会時に決めるという事ですか。

事務局

はい、その場で、区長、農家組合長、農業委員、推進委員で決めていただきます。

最後の5支部も4支部とルールは同じです。対象は川先と脇付の2地区です。

確認させていただいた地区の区長さんと農家組合長さんに通知を送らせて頂きます。大体説明会の1か月前くらいには発送する予定で準備をしますのでお願いします。事務局からは以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。ご意見があれば発言をお願いします。

(特になし)

会 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次回開催日ですが、県申請書締切の都合等により9月5日(金)に予定をお願いしたいのですが、ご意見があれば発言をお願いします。

(特になし)

会 長 特にご意見もないようですので、次回の農業委員会は9月5日(金)午後7時、現地確認は午後5時で予定致しますので、よろしくをお願いします。
その他の事項についても、ご意見はございませんか。

(特になし)

会 長 その他特にご意見もないようですので、その他につきましても協議を終了させていただきます。
それでは、これをもちまして、農業委員会総会を散会させていただきます。
ありがとうございました。

(午後 7時35分 散会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員